

環 技 審 第 1 3 号
平成 3 0 年 9 月 1 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 山 本 玲 子



(仮称) 白石鉢森山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (答申)
平成 3 0 年 7 月 2 0 日 付 け 環 対 第 1 5 4 号 で 諮 問 の あ り ま し た こ の こ と に つ い て は , 別 紙
の と お り で す 。



(仮称) 白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 事業実施想定区域内には、流域保全上重要な森林である保安林が存在しており、また、当該区域には、多数の住居が近接している。

このことから、事業計画の具体化に当たっては、周辺の自然環境や生活環境に配慮すること。また、対象事業実施区域については、法令等の規制により事業ができない区域と環境配慮により選定した区域を明確に区別し、その選定の経緯を方法書に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域の選定に当たっては、資材輸送、林道拡幅及び風車の設置等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。

- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造を検討すること。

- (4) 事業実施想定区域周辺の地域住民、関係自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音・低周波音

騒音及び低周波音については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」をもって一概に評価するのではなく、必要に応じて、調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行い、騒音及び低周波音による影響を回避又は十分に低減すること。

- (2) 水質

事業実施想定区域及びその周辺は、水道水源として重要な地域であることから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離の確保に努めること。また、事業実施に当たっては、土工量の抑制や仮設沈砂地の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は十分に低減すること。

- (3) 地形・地質

イ 国土交通省ハザードマップポータルサイト等で、土石流危険溪流及び土砂災害

警戒区域（土石流）に指定された溪流の流域をそれぞれ把握し、事業実施に伴う改変が周辺の土砂災害発生を誘発する可能性について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で方法書を作成するとともに、必要に応じて事業実施想定区域の見直しを検討すること。

ロ 対象事業実施区域の選定にあたっては、地震ハザードステーションサイト等々地すべり地を把握した上で、それらの区域と地すべり危険箇所を避けるよう配慮すること。

（４） 動物

事業実施想定区域及び周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカのほか、サル・イノシシ・クマ等の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、これらの種の生息環境が変化すると考えられる。このことから、生息環境については、資料の収集や専門家の意見を取り入れ適切に調査、予測及び評価し、ニホンカモシカ等への影響を回避又は十分に低減すること。

（５） 植物

重要な植物群落が事業実施想定区域に隣接して存在しており、これらの植物群落は、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。

（６） 景観

イ 垂直視野角 1 度以上の可視領域の範囲内には、白石城や小原温泉などの主要な観光施設をはじめとして、白石市街地のほぼ全域が含まれていることから、景観への影響は大きいと考えられる。加えて、白石市内から蔵王連峰への眺望阻害についても懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境や観光資源の保全の観点から、景観への影響を回避又は十分に低減すること。特に、白石城天守閣からの眺望景観への影響については、回避を前提として検討すること。

ロ 景観の予測、評価に当たっては、生活の場からも多数の眺望点を選定して、単純な景観変化だけでなく、蔵王連峰への眺望阻害を含めた多方面からの検討を行うこと。検討に当たっては、鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合は、風車の稼働による景観への影響が過小評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が 1 度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に行うこと。

なお、景観の予測、評価に当たっては、フォトモンタージュ法のほか、風車の稼働による誘目性を適切に把握するため、必要に応じて、動画による手法を設定すること。

(7) 放射線の量

事業実施想定区域内は地形的に周辺より線量の高い場所が想定されることから、放射線の調査を実施すること。